平成２２年（フ）第６７５号
さいたま市南区沼影２丁目12番３号６―201
破産者　アイワ工業株式会社
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５８号
千葉県八街市東吉田632番地11
破産者　深山　晴美（旧姓鈴木）
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第７９号
千葉県佐倉市上志津1777番地35
破産者　梅屋　　達
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１０８号
北海道旭川市北門町９丁目2644番地の33
破産者　有限会社芳賀印刷
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１７６８号
仙台市宮城野区燕沢２丁目19番18号
破産者　オーエークリエーション株式会社
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第７９７号
川崎市麻生区白鳥４丁目10番１―312号
破産者　株式会社スマット
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５６号
横浜市青葉区すすき野１丁目９番地60
破産者　モリ・クリエイト株式会社
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２３１号
川崎市麻生区百合丘２丁目18番地１
破産者　株式会社テックトラスト
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２９４号
川崎市幸区北加瀬２丁目５番11号
破産者　有限会社宮脇工業所
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成１９年（フ）第３４４号
三重県桑名市大字大福443番地
破産者　株式会社エバーランド
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１０５０号
大阪市鶴見区放出東１丁目27番44号
破産者　株式会社電栄社
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２１８号
大阪市中央区北久宝寺町１丁目９番６号
破産者　日本メカテック株式会社
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５６９号
大阪府寝屋川市点野１丁目20番２号
破産者　有限会社ＴＡＩＳＥＩ
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９３３号
大阪市西区阿波座１丁目11番17号大昭ビル203号
破産者　有限会社サイドツウ
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２２５号
大阪市東成区玉津１丁目10番19号
破産者　株式会社安部商会
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９０１号
大阪市福島区福島６丁目12番16号
破産者　株式会社シンクス映像
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１３９号
大阪市中央区南船場３丁目６番25号
破産者　株式会社ビーウェーブ
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３４８号
大阪市中央区谷町１丁目４番２号
破産者　有限会社グリムコーポレーション
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０８号
堺市西区鳳東町６丁620番地１
破産者　株式会社西工業
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６７７号
最後の住所神戸市須磨区天神町２丁目１番15―102号
破産者　亡尾﨑則男相続財産
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４９１号
兵庫県西宮市弓場町５番30号
破産者　株式会社アルファテクニカ
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４９６号
兵庫県西宮市湯元町４番14号
破産者　有限会社静泉
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係